

特集

「この一冊」特別版 法律実務書セレクト

8・9月合併号特集は、「この一冊」特別版として、各分野に通じた先生方におすすめいただいた「法律実務書セレクト」です。
この夏、一気に読み試してみたいはいかがでしょうか。

刑事法編

宮村 啓太 (55期) ●Keita Miyamura
当体会員




『弁護の
ゴールデンルール』

【著者】キース・エヴァンス
【訳】高野 隆
【出版社】現代人文社
【出版年】2000年

私がまだ司法修習生だったころ、刑事弁護に興味があるならばこの本を読むようにと勧められた。その内容は、それまでに読んだことがある法律実務書とは全く異なる刺激的なものだった。中には次のような一節がある。「もしも、あなたが法廷弁護士になる意思を固めたならば、ここに最も重要なゴールデンルールがある。全力を尽くせ。手抜きをするな。全身全霊を捧げられないならば、転職しなさい。」。

この本は決して精神論に終始するものではない。法廷弁護士として全力を尽くすにあたっての具体的な技術のルールが惜しみなく紹介されている。例えば、反対尋問では「欲しいものが手に入ったら止めよ」。皆さんはこのルールに反する失敗をした経験がないだろうか。

2009年に裁判員制度が導入されて、刑事事件に熱心に取り組む弁護士が互いに弁論技術や尋問技術を切磋琢磨する風潮が広がってきた。それは、「弁論要旨」を早口で読み上げるような弁護活動は裁判員裁判で通用しないことに伴う必然的な変化であった。

裁判員裁判にも対応できる法廷弁護技術に興味をもった新人や若手の皆さんには、まずはこの『弁護のゴールデンルール』をお勧めする。さらに詳細な技術を学びたいければ、『法廷弁護技術 [第2版]』（日本弁護士連合会編／日本評論社）を読み進め、また、ぜひとも法廷弁護技術研修に参加してみたい。 

民法編

田中 宏 (46期) ●Hiroshi Tanaka
当会会員



『要件事実マニュアル [第4版] 第1～5巻』

【著者】岡口 基一
【出版社】ぎょうせい
【出版年】2013年(第1巻)

ツイッター等のSNSで話題の岡口裁判官の著作。本書は、当初上下巻であったが、版を重ねる度に内容が充実し（現在第4版）、全5巻で民法（家事・人事等含む）は勿論、商事、行政、知財、労働等、広く民事裁判で扱う分野はほぼ網羅されている。第1巻前半には、要件事実論の総論的説明や、文章の記載（用字用語）方法までまとめている。

本書の構成は、攻撃防御方法の項目毎に、要件事実がリストとして呈示（項目によっては書式例まで記載）され、その後に簡潔な説明が付され、説明の裏付けとなる判例や参考文献が引用されている。とりあえずチェックするには、リストの部分と説明部分を読めばよく、さらに深く検討したい場合には、丁寧に引用されている文献にあたればよい。

要件事実のリストも、単に通説・判例の見解だけではなく、実体法の議論を反映させ、複数の可能性が示されている。何が要件事実であるかは、実体法解釈論の帰結にすぎないから、時に通説・判例以外の立場で書面を書く場面に遭遇したときの助けとなる。

本書は「マニュアル」という表題からお手軽な印象を受けるが、裁判官のみならず弁護士にとっても「主張自体失当な書面を書かない」ための好個の文献である。全5巻と大部であるため電子書籍化が待たれるが、自分で判断してPDF化し、タブレットに入れておくと、どこでも見ることができて非常に重宝する。



『Q&A 証拠説明書・ 陳述書の実務』

【著者】岡山弁護士会
民事委員会 編
【出版社】ぎょうせい
【出版年】2014年

証拠説明書が制度化されて約20年になる。この20年で、証拠として提出される資料は、「紙の時代」に比べて質量共に多岐にわたり、成立過程も複雑になった。インターネットの普及により、ダウンロードした情報を提出する場合も多く、そのような資料について、証拠説明書の標目・原本／写しの別・作成者・作成日をどう書くか迷うことも多い。

また、証拠に関する古くて新しい問題として「陳述書」がある。何をどこまで盛り込むか等について考えると悩ましく、結局準備書面等の焼き直しになってしまうこともある。

本書は、表題のとおり、証拠説明書と陳述書について、日頃悩ましいと感じている事項をQ&A形式で説明する解説書であるが、通り一遍の概説的解説書ではない。証拠説明書については、証拠説明書の項目（標目・原本／写し・作成者・立証趣旨等）についての解説に加えて、具体的な証拠方法を例に証拠説明書の記載例を掲げて説明しているため、ほぼそのまま使用できる。陳述書については、作成方法や提出時期等、まさに我々が知りたい項目について解説を加えているが、解説には陳述書に関する参考文献からの簡にして要を得た引用のほか、岡山弁護士会と岡山地裁裁判官・書記官との意見交換会におけるコメントが記載されているため、一地方の事例とはいえ、現場の感覚を知ることができる。証拠説明書のみならず立証の準備の際に手許にあると便利な一冊である。



『民法(債権関係)
改正法案の概要』

【著者】潮見 佳男
【出版社】金融財政事情研究会
【出版年】2015年

「債権法改正の基本方針」なるものが突如あらわれ、現行民法からのかなりの変貌ぶりに驚いたのが2009年4月末。定着した判例法理や定説を条文に採り入れ、グローバル化に対応するという触れ込みであったが、裏法制審議会のようなやり方（自主的研究会と言いつつ法務省民事局の人間が関与している）もあってか、法改正そのものに対してかなり批判が向けられ、結局、法制審議会では比較的穏当なところに落ちついたという感じである。改正法案は2015年3月末に国会に上程され

たが、本日（2016年5月19日）現在、未だ可決成立にも至っていない。改正法案が提出されたころには解説書のオンパレードであったが、今は沈静化し、民法の体系書も新刊改訂とも止まっている。

とはいえ、ここまで来て債権法改正が闇に葬られることはあるまいし、法案の形になっているから、審議の過程でここから大きく姿を変えることもないだろう。その意味で、今は勉強するのに良い時期と言える。民法は基本法であるから、知識を得るには、多少しんどくても、単に判りやすくというより理論的にきちんと書かれている解説書が欲しいと思って選んだのが本書である。著者は法制審議会民法（債権関係）部会の幹事であり、信頼性も高い。条文毎に改正の趣旨や改正後も解釈に委ねられる事項等について丁寧に説明されているので、改正法の知識を着実にマスターするのに最適である。

■

企業法務編

中村 直人 (37期) ●Naoto Nakamura
当会会員



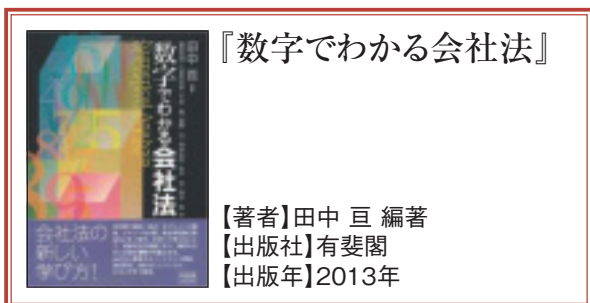
『株式会社法 [第6版]』

【著者】江頭 憲治郎
【出版社】有斐閣
【出版年】2015年

企業法務の分野では学者・実務家等から多数の書籍が出版されている。その中でも圧倒的な存在感を保っているのが江頭憲治郎教授の『株式会社法 [第6版]』である。あまりにも当然すぎてここに紹介するまでもない書籍であるが、しかし逆に「この一冊」に挙げないわけにもいかない。本書は、会社法の基本

書であるが、しかしたんに法律の解説を順に述べるようなものではない。非常に多くの論点を網羅している。しかも学説上の論点だけでなく、最新の実務上の論点についても漏れなく論及している。おそらく教授は、実務で生じる実際の事件や法律実務においてしばしば当事者から鑑定意見を求められ、意見書をしたためているのであろう。だからこそ最新のテーマについてしっかり自説を展開することができるのである。また、その引用する文献は極めて広範囲にわたっている。基本書、論文集、判例集等はもちろんのこと、大学の紀要、実務雑誌、外国の文献等、教授の知らない文献はないのではないかとと思われるほどである。にもかかわらず本書は一冊の基本書として適切なサイズに収まっている。このような学問上高い水準の専門書でありながら、

実務家の用途にも活用できる書籍はほかに例を見ないと言ってよい。このような基本書は、不世出ではないかと思われる。



次に新しい時代の会社法の書籍として『数字でわかる会社法』をご紹介します。今、会社法にはロー＆エコノミクスという考え方が急速に浸透してきている。経済学的・統計学的に効率性を計測し、より良い制度設計・解釈をしていこうという流れである。実際の会社法の事件においても、オプション評価のあり方、株式買取請求制度のあり方、敵対的買収の是非、虚偽の情報開示と投資家の損害の

測定など、抽象的な議論ではなく、具体的・数量的な測定によって、その是非の判断の資料としなければならない事案が急増している。

本書は、田中准教授の編著のもと、次の時代の会社法の学者たちが、株式価値の評価、株主有限責任制度、取締役の善管注意義務、会計、募集株式の発行、オプション、M&Aと株式買取請求権、M&Aと強圧性、実証分析といった今最もホットなテーマについて、説例を挙げながら、分かりやすく解説をしている。今どきオプション評価モデルやイベントスタディくらいできないと会社法の専門家にはなれないのである。ローエコは、新自由主義的であり、また功利主義的であるときもあるので、伝統的な商法の概念とは相容れないところもあるが、しかしそれが有用であることは誰にも否定できない。経営判断の原則が存在する理由など、訴訟実務にも直結している。是非一読をお勧めしたい。 ■

労働法編

水口 洋介 (38期) ●Yosuke Minaguchi
当会会員



東京地裁労働部（第11部、第19部、第36部）で労働事件を担当した現役裁判官たちが、30項目の具体的なテーマを論じた論考です。俗に「白石本」と呼ばれています。例えば、「労働者性」（執筆者・光岡弘志裁判官）や「就業規則の不利益変更」（同・西村光一郎裁判官）と

いう伝統的論点から、「固定残業代と割増賃金請求」（同・白石哲裁判官）、「メンタルヘルスと休職命令・復職可否の判断基準」（同・渡邊和義裁判官）や「インターネットの私的利用に関する諸問題」（同・古庄研裁判官）という新しい実務上の論点まで取り上げています。

しかも、実体法上の論点についての判例や学説の中立的紹介から一歩出た裁判官個人の考え方が開陳されている論点も多いのが特徴です。ですから、個々の論点では異論もある記述もあると思います。私の経験でも、裁判官から「白石本にそう書かれています、私はどうかな、と思っています」と聞いたこともあります。白石本の記述を金科玉条とする必要はないと思いますが、労働訴訟・労働審判にのぞむ際には、この白石本に書かれていることを判った上で、

取り組んだ方がよいと思います。その意味で必見の実務本でしょう。

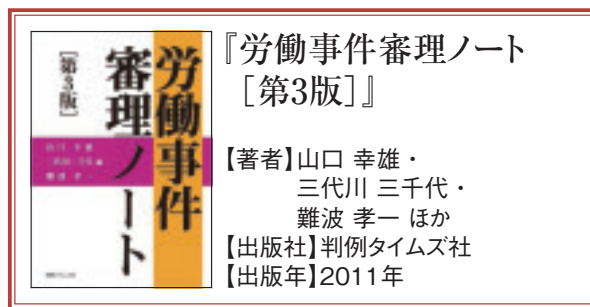


言わずと知れた「菅野労働法」（菅野本）です。日本の労働法のスタンダードな教科書です。自分が担当する事件の関連論点について「菅野労働法」を読むことは最低限の調査でしょう。我が国の労働法は近年、頻繁、かつ大幅に改正されています。労働弁護士を名乗る私もその改正のスピードについていくのに苦労しています。菅野本はアップデートが早く、その全体像を見るのにも便利です。

労働事件では、最高裁判例だけでなく、大量にある下級審裁判例を整理して、重要な下級審裁判例を抽出することが重要です。その点では、菅野本に掲載されている下級審裁判例は、安心して重要裁判例と位置づけられます。なお、二弁の労働問題検討委員会発行の『労働事件ハンドブック』（2015年出版）が最新の重要労働判例をアップデートしています。

労働者側弁護士にとっては、菅野本に記載がある個々の論点については異論がある点も多く、超えなければならぬ高いハードルと

なっています。菅野本（菅野理論）は、最高裁判例をうまく労働法理論に取り入れて体系化し、「日本型雇用慣行」の枠組みを法的に理論化・正当化しているものです。そこで、近年、新自由主義の下で旧来の「日本型雇用慣行」を変化させようとする勢力にとっても、大きなハードルとなっていると言ってよいでしょう。その意味でも、「菅野労働法」の影響力は未だに大きいのです。



この本は第3版まで出ていますが今は絶版になっています。初版本の内容は判例タイムズのバックナンバー（1144号～1148号）にて読めます。東京地裁労働部の裁判官たちが相互に議論して発表した本としては初めてのものでしょう。白石本のように個々の論点について深く論じたものではありません。ですが、地位確認訴訟（解雇一般、整理解雇、雇止め）などの要件事実が簡潔に整理され、審理のため最低限必要な書証や釈明事項が書かれており、労働訴訟審理全体のポイントを学ぶためには有益です。特に新人弁護士にとって必読だと思います。絶版になっているのが残念です。 ㊦

知的財産法編

外村 玲子 (55期) ●Reiko Tonomura
当会会員

弊職は、大学の授業で特許法、著作権法を学び、新しい世界が広がりました。身近な最新製品は、従来の問題点を解決するためのア

イデアの宝庫であり、企業名やブランド名は、消費者に対する品質保証等の機能を有しています。知的財産法の対象となる分野は、電気、機械、化学から小説、映画、音楽、ブランド等に至るまで幅広く、先生方の知的探究心に資することと思います。夏休み、お時間のあ

る際に知的財産法の書籍を手にとっていただけたら幸甚です。



本書の編者は、大阪大学大学院高等司法研究科教授であり、2015年度まで司法試験委員（試験科目：知的財産法）をお務めになりました。

本書は、理科系大学生を含む初めて知的財産法を学ぶ方が知的財産法の大枠を掴めるよう、工夫して構成されています。例えば、1文は短く簡潔であり、定義や条文が平易な言葉で説明されています。また、脚注では、裁判例を厳選して紹介し、特許法施行規則等については条文をそのまま記載し、条文検索せずに内容を読み進めることができます。

特許法、著作権法、意匠法、商標法および不正競争防止法の5つの分野の概要が、コンパクトにまとめられているため、知的財産法の入門書を探しておられる方や、かつて、難解な内容で挫折した方にお薦めしたい1冊です。

初めて知的財産法に触れる場合、特許庁における出願、審査・審判の手続の説明が分かりにくい、と感じる方がおられるかもしれません。本書は、これら特許庁における手続について、各章の冒頭に想定事例を設定しているため、具体的な場面をイメージしやすくなっています。また、簡潔かつ明確な言葉を用いているため、目に見えない無体財産権をどのように発生させ、権利として保護するために、対立する保護法益をどのように調整する制度になっているかが分かりやすく説明されています。本書の続編として、特許法、商標法、意匠法、不正競争防止法をそれぞれ1冊にまとめた書籍も刊行されています。



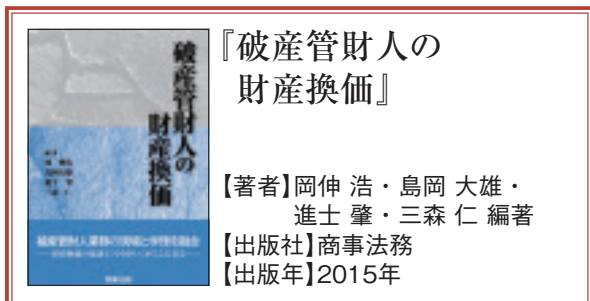
本書の執筆者は、知的財産高等裁判所の高部眞規子判事をはじめ、阿部正幸判事、大須賀滋判事、東海林保判事、嶋末和秀判事等、知的財産権訴訟を専門的に幅広く担当する現役の裁判官です。本書の内容は、著作権をめぐる訴訟、商標権侵害訴訟、商標をめぐる審決等取消訴訟および不正競争関係訴訟に大別され、その中の22個の重要な論点について裁判官が解説しています。

既に知的財産法の入門書を読み終えた先生や各論点がどの条文の解釈の問題であるか明確に把握されたい先生、各論点の裁判例を網羅的に理解されたい先生に最適な1冊です。

本書の特徴は、議論が錯綜している論点について、ベテランかつ現役の裁判官が、問題の所在を整理した上で私見を述べていること、また、代理人の訴訟活動上の留意点を原告側と被告側に分けて説明していることです。例えば、不正競争防止法2条1項1号の請求の趣旨の記載について、請求原因として主張する事実から論理的に導きだせないような行為について差止めを求める内容になっていないか（原告表示の周知性を主張立証し得る地理的範囲とは異なる地域における被告の営業活動の差止めを求めることになっていないか等）、見落とす可能性のあるポイントが広く指摘されています。また、主張立証責任を負わず、認否する立場でも、どのような事実をどのような証拠から主張すると有力な反証になるか等を丁寧に説明しています。訴訟代理人の実務にとっても有益な1冊です。 ■

倒産法編

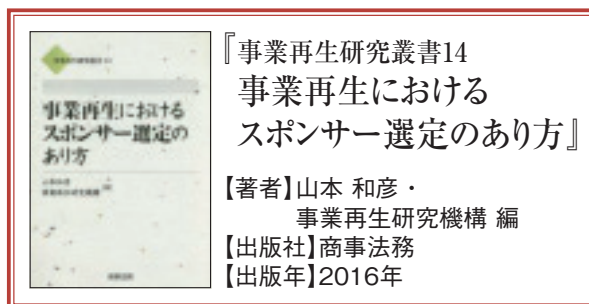
上野 保 (46期) ●Tamotsu Ueno
当会会員



『破産管財人の
財産換価』

【著者】岡伸 浩・島岡 大雄・
進士 肇・三森 仁 編著
【出版社】商事法務
【出版年】2015年

本書は、本文で700頁を越す書籍ですが、「破産管財人による財産の換価」という1つのテーマで、これほどの分量になっていることに驚かされます。15年ほど前から大幅に増加した破産管財事件の処理の中で、多くの破産管財人が蓄積してきた経験、知見、ノウハウが、本書にはぎっしり詰まっています。書籍としての売れ行きもよいようです。財産の種類（不動産、債権、動産、知的財産権、海外資産など）に応じた換価の方法・留意点という切り口だけでなく、「建設会社」「メーカー」「流通業」「IT系」などといった破産会社の業種（「生き物を扱う業種」というものまであります。）ごとに分けて、その財産換価の特徴や特殊性を説明している章を設けているのも本書の特色です。弁護士は、それまでに経験のない業種の破産会社の破産管財人に就任する場合がありますから、そのような場合に本書が業種ごとに留意すべき事項をまとめて記載しているのは大変参考になりますし、実務に役立ちます。それ以外にも、裁判官の視点から見た「破産管財人の選任と育成」といった論稿は他書では見られないものと思われます。本書の編著者は司法研修所45期の裁判官・弁護士であり、倒産処理実務の第一線で活躍している方々です。倒産法の分野では、本書以外にも『45期本』があり、今後も『45期本』の出版の企画があるようですから、どのような内容になるのか楽しみです。



『事業再生研究叢書14
事業再生における
スポンサー選定のあり方』

【著者】山本 和彦・
事業再生研究機構 編
【出版社】商事法務
【出版年】2016年

本書は、山本和彦一橋大学教授を座長とする「事業再生におけるスポンサー選定研究会」の研究成果と、事業再生研究機構が2015年5月に開催したシンポジウムの内容をまとめたものです。近時は、大企業の事業再生に限らず、中小企業の事業再生の場面でもスポンサーの支援を求めることが珍しくありません。しかし、スポンサーの選定に際しては、債権者への弁済率を極大化する支援内容を提示する者をスポンサーに選定することが求められる一方で、事業再生の局面ではスポンサー選定の作業にかけられる時間的・コスト的な制約が厳しいことや雇用確保の要請とのバランスをどう考えるべきか等という問題があり、スポンサー選定の基準や実務指針についてはこれまでも多くの議論がされていました。

今回の研究報告では、「スポンサー選定の実体的要件」「手続的問題」「情報開示」「管財人又は再生債務者の義務」といったテーマが論じられていますが、このうち「実体的要件」についてはスポンサー選定のベストプラクティスとして、「二重の基準論」が提唱されています。「二重の基準論」と言えば、司法試験を経験した皆様には懐かしい(?)響きがすると思いますが、事業再生の場面での「二重の基準論」とは一体どのようなものか、是非本書をお読みいただきたいと思います。また、「再生債務者は自主再建をする権利があるか」というテーマで、白熱した議論も掲載されており、刺激的です。

■

行政法編

野村 創 (50期) ●Hajime Nomura
当会員



『改訂 行政事件訴訟の 一般的な問題に関する 実務的研究』

【著者】司法研修所 編
【出版社】法曹会
【出版年】2000年

行政事件訴訟における実務書のバイブルと断言してもよいかもしれない書籍である。行政事件訴訟に関する実務書は、多数発刊されているが、訴訟手続に関する記載の多くは、本書を下敷きにして書かれていると思われる。

実際に訴訟を提起するにあたり、行政事件訴訟の細かな手続（管轄、印紙額、併合等）に関する疑問が生じた場合、本書を読めばおおよそ解消できる。また、本書は、裁判官の手によって書かれたものであり、処分性や原告適格、狭義の訴えの利益等、ポピュラーな論点に関する裁判官の考え方、裁判実務がよく分かる内容となっている。

本書が実務書として有益なものであることは上述のとおりであるが、理論者として、一番のお奨めは、抗告訴訟の要件事実論であろう。特に処分の取消しの訴えの訴訟物とされる「処分の違法一般」について、私は、その意味が十分に理解できていなかったが、本書は、行政処分を2つの類型（複数の処分要件の全てが充足されることを要件とする処分（第一類型）と複数の処分要件のうち1つが充足されることを要件とする処分（第二類型））に分け、「処分の違法一般」の意味内容を精緻な論理により解明しており、さすがに司法研修所とうならせるものがあった。この部分だけでも一読の価値がある。また、単に理論としての面白さだけではなく、事件処理にあたり、

処分の違法事由を抽出する際の頭の整理にも役立つものである。

惜しむらくは、本書の刊行が2000年と古く、2004年改正行政事件訴訟法や平成14年に改正された住民訴訟制度には対応していないことであり、改訂が望まれるところである。参考までに、この部分を補完するものとして、『行政関係訴訟』（リーガル・プログレッシブ・シリーズ・6／西川知一郎編著／青林書院／2009年出版）を挙げておく。



『紛争類型別 行政救済法 [第3版]』

【著者】吉野 夏己
【出版社】成文堂
【出版年】2012年

本書の一番の特色は、書名にあるとおり、紛争の類型毎に、つまり縦割りで解説がなされている点である。例えば、「公用負担」、「社会保障関係訴訟」、「三面関係訴訟*1」等である。

言うまでもなく実定法としての一般行政法典は存在せず、行政法とは個別実定法（農地法、都市計画法、生活保護法等）の総体であるが、一般的に学修するのは、実定法を横断する形での総論的な「行政法」である。行政の作用に関する紛争も、つまるところ個別実定法の事実認定・解釈問題に帰結する。2000本以上に達する個別実定法を網羅的に学修することなど不可能であり、かつその必要もないが、「行政法」のレベルで留まってしまうことが弁護士のウィークポイントではないかと思考するところである。

本書は、紛争類型別とすることで、個別実定法全てを網羅しているわけではないが、典型的ないくつかの個別実定法の解説（縦割り）

*1 いわゆる複効的処分にかかわる訴訟であり、端的に言えば原告適格が争点となる形態の訴訟のことである。

と行政救済法における論点の解説（横断）がなされており、上述したウィークポイントを補完し得る内容となっている。事件処理にあたり、個別実定法のアウトラインやポイントを掴むという便宜に益する書籍である。



『事例に学ぶ
行政訴訟入門
—紛争解決の思考と実務—』

【著者】野村 創
【出版社】民事法研究会
【出版年】2011年

行政事件訴訟のイメージは、やってみなけ

れば湧き難いものである。また、その難しさの要因の1つとして、適切な訴訟類型を選択しなければならぬことも挙げられる。

本書は、具体的事件をベースに、事件処理を辿りながらドキュメント形式で事件処理の思考プロセスを解説するところに特色があり、いわば事件処理を疑似体験することで、読者に行政事件訴訟の具体的なイメージが理解できるようになっている。

拙著で恐懼の至りではあるが、ほかに類書がなく、多くの弁護士に行政事件訴訟を活用してもらいたいとの気持ちから、あえて紹介するものである。 NIBEN

経済法編

三澤 正大 (63期) ●Masahiro Misawa
当会会員



『独占禁止法の
法律相談
[最新青林法律相談]』

【著者】小林 覚・渡邊 新矢・
根岸 清一・福井 琢・
平田 厚・柄澤 昌樹
【出版社】青林書院
【出版年】2016年

本書は、長年二弁経済法研究会で研究に携わってきたメンバーによる、独占禁止法の解説書です。「法律相談」というタイトルですが、実務での一般的な考え方をベースに独禁法全体について丁寧に分かりやすく解説されていますので（第1部が総論に、第2部が手続と各救済手段に、第3部が各論に相当します。）、順番に読み進めていくことで独禁法の全体像を掴むことができます。また、第1部では、「競争」や「市場」など独禁法上の基本的な概念の説明があり、初学者への配慮がされ

ているほか、巻末では、実務で避けて通れない公正取引委員会の主要な各ガイドラインの内容が、図表を駆使して行為類型ごとに「黒（違法）行為」「灰色行為」「白（適法）行為」などと分類して非常に分かりやすく整理されていますので、大変有益です。

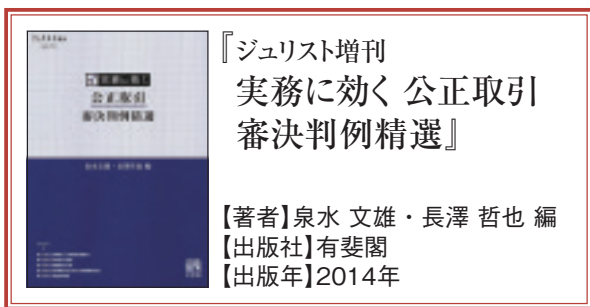


『独占禁止法 [第2版]』

【著者】白石 忠志
【出版社】有斐閣
【出版年】2009年

言わずと知れた独禁法の大家である東大白石教授の名著です（なお、余談になりますが、私は同書の全く無駄のない（したがって隙がない）文体にも底知れない魅力を感じます。）。本書は、違反行為類型相互の関係など分かりやすいとはいえない独禁法の徹底的な体系化を追求しています。すなわち、冒頭で弊害

(違反)要件総論として共通する独禁法の考え方を徹底的に整理した上で、各種違反行為類型の解説を詳細に施しています。したがって、細かい各種違反行為類型について、なぜ独禁法上そのような行為が許されないのかという点を常に意識しつつ、読み進めていくことができます。無論、こうした体系的な理解は、実務上も、判審決例を分析したり、依頼者や相手方を説得する議論を組み立てたりする前提になります。また、本書は、最終改訂の時期との関係で平成21年5月までのものにはなりますが、膨大な独禁法の判審決例を余すところなく取り込み、解説等がされていますので、各事例の論点や参考文献などを調べるための第一歩として利用することもできるでしょう。



本書は、公取委での任期付公務員の経験がある弁護士など、独禁法や景表法の実務に精通した弁護士による解説書です。分析対象として、判審決例のほか、公取委に寄せられた相談事例も取り上げられており、100を超える判審決例や相談事例等について解説されています。有斐閣のジュリスト増刊としての出版物ですので、さながら「判例百選」のようにも見えますが、単なる判審決例の解説に留まらず、実務家にとって大変有益な論考集になっています。まず、全体的な構成が、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法、エンフォースメントなど一般的な分類によらず、取引開始前の取引先選別の問題、取引誘因時の問題、取引開始後の相手方に対して行う制限的行為、取引開始後の競争者との協調的行動（カルテルや談合に限らない）など実務上問題となる時系列毎の場面に分けた上で論点が抽出され、論点に関連する判審決例とその

ポイントが簡潔に説明されています。読み応えがあるのがその後に続く論点解説であり、理論に留まらず、実務家ならではの視点で、独禁法のコンプライアンス上の問題や対処法などについての指摘が随所に施されています。本書は、実務に役立つヒントが詰まった論考集と言えるでしょう。



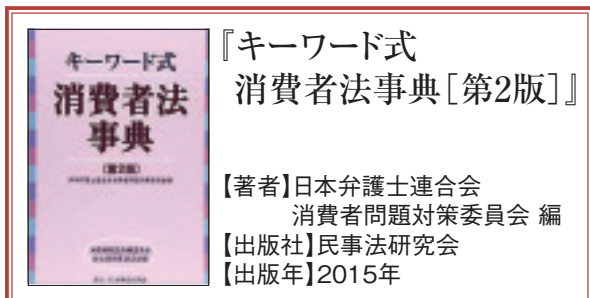
まずご覧ください、この法律書とは思えないキャッチーな表紙デザインを。…冗談はさておき、本書は、無味乾燥で馴染みやすいとはいえない下請法を実務に即して具体的に解説した良著です。特に、執筆者陣には、学者や弁護士だけでなく、企業法務担当者も加わっているため、業界別の解説が豊富であるのが特筆すべき点です。具体的には、製造修理業、ソフトウェア業、広告業、放送事業、貨物自動車運送業のほか、下請法の守備範囲外である建設業に分けた上で、それぞれ、ガイドライン群、想定される取引に対する下請法の適用の有無、紛争が生じやすい典型的な契約や業界慣行、それらへの対処法等がQ&A方式により詳しく言及されています。また、理論面でも、本書は体系的な解説が試みられているため、羅列的な記述感が否めない『下請取引適正化推進講習会テキスト』（公取委・中小企業庁の考え方と運用が書かれているため、最初に内容を把握しておくべきものです。最新版は平成27年11月版。インターネットにより入手可能*2。）を理解する手助けにもなると思われま

■

*2 <http://www.chusho.meti.go.jp/>

消費者法編

洞澤 美佳 (51期) ●Mika Horasawa
当会会員



『キーワード式 消費者法事典 [第2版]』

【著者】日本弁護士連合会
消費者問題対策委員会 編
【出版社】民事法研究会
【出版年】2015年

本書は、初版の出版から10年を経て、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会設立30周年記念出版として出版された本です。第2版とは言うものの、この10年の消費者法分野の変化は著しく、初版の内容を刷新したと言っても過言ではない改訂版となっております。

内容は、多岐にわたる消費者問題を15の分野に分類し、各分野のキーワードを厳選して、全部で370項目のキーワードを解説したものとなっております。各キーワードの解説が1頁に収まるようコンパクトにまとめられています。しかも、各キーワードには関連キーワードも掲載されているため、横断的に知識を整理することもできる上、必要に応じて参考文献も紹介されているので、より深く学ぶ手助けもされています。

消費者問題は、社会に生起する問題の解決のために実践的に形作られてきました。これまでも、新たな消費者問題に直面する都度、問題を解決するために、まずは既存の様々な法理や制度を取り込み、伝統的な法理論や法体系を揺さぶることで、解釈論に大きな影響を与えたり、新規立法へとつなげていった背景があります。そのため、一見すると伝統的な民法理論の理解だけでは直ちに理解しにくい制度も多々あり、これを扱う弁護士にとっても複雑で理解しにくい分野となっているように思われます。

本書は、そのような複雑で分かりにくい消

費者法分野への入口として、幅広い読者層を想定して平易な文章で執筆されたものですが、内容は高度な水準が維持されているため、我々の通常業務における参考書としても十分に活用できる好著です。

「事典」という名にふさわしく、あらゆる重要な項目を網羅した本でもありますので、みなさまの業務で、消費者問題に直面した際に、ぜひお手元に一冊置いていただき、道しるべとしてご活用いただければと思います。



『Q&A これで安心! 改正特定商取引法の すべて [第4版]』

【著者】村 千鶴子
【出版社】中央経済社
【出版年】2013年



『特定商取引法 ハンドブック [第5版]』

【著者】齋藤 雅弘・池本 誠司・
石戸谷 豊
【出版社】日本評論社
【出版年】2014年

消費者法の中でも、「特定商取引法」は、とりわけ耳にする機会の多い法令かと思えます。制定当初は「訪問販売法」と呼ばれていた法律で、訪問販売、通信販売、連鎖販売取引の3類型を規制するための法律として制定されました。その後は、新たな消費者被害が社会問題化する都度、大幅な改正を繰り返し、規制を追加したり、強化したりして今に至っていることもあり、7類型の取引に限定して規制がされています。その結果、規制の内容もこれらの取引がなぜ消費者被害を引き起こしてきたのか、という背景に着目して作られたため、取引形態ごとに規制内容が異なっており、条文も複雑で読みにくく、極めて技術的な法律

となっています。

このような技術的で分かりにくい法律をかみ砕き、コンパクトにまとめた本が、村千鶴子弁護士の『Q&A これで安心！ 改正特定商取引法のすべて [第4版]』です。この本は、気軽に読めるだけではなく、初学者でも本法の全体像や特徴をつかめるよう非常に配慮された内容となっています。特定商取引法には、本書と併せて紹介する『特定商取引法ハンドブック [第5版]』があり、同書は日弁連消費者問題対策委員会の中核で活躍する3名のベテラン弁護士による共著です。こちらは、いわば、かゆいところに手が届くコンメンタールのような本であり、複雑多岐にわたる論点の整理、本法の実践的な活用へのガイドとして利用できる本です。この本は、消費者問題を

扱う者であれば、一度は必ず目をとおす必要のある必読書とも言えますが、本の厚さ（第5版は、索引も含めて全872頁）からもうかがわれるとおり、重量級の本ですので、どちらかといえば、特商法の規制の概要や全体が見えてから活用すべき本とも言えます。

ですので、特定商取引法について、もっとよく知りたいけれども今ひとつとつきにくい、整理がしにくい、と感じておられている場合には、まずは「Q&A」をお読みいただき7種類の取引についての規制の全体像および概要を理解した上で、「ハンドブック」をフルに活用されることで、同法の内容、利点、弱点、将来的な課題などを整理していただけるのではないかと思います。 ■

法律事務一般

高山 烈 (56期) ●Akira Takayama
広報室囑託



本書は、弁護士が犯しがちなヒヤリハット事例や、実際の懲戒事例の紹介・分析をとおして、弁護過誤に陥らないための防止策を講じることを目的としています。

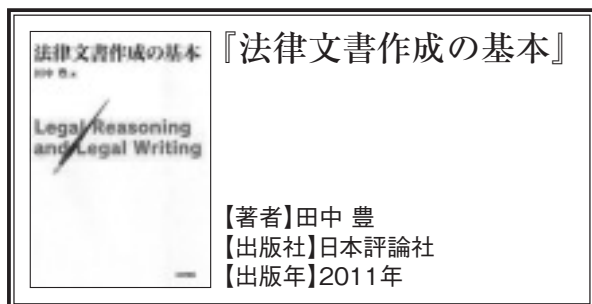
第2章では、あわや懲戒という20のヒヤリハット事例が紹介されています。恐ろしいのは、全ての事案が編著者の周囲で実際にあった出来事に基づくということです。正直に言うと、おすすりめ者である私が実際に類似の失敗をしたものもいくつか含まれています。失敗した

過去を思い出してブルーな気持ちになります。非常に身につまされます。

第4章では、実際の懲戒事例が21例紹介されています。自分には無関係と思える事例も多い中、事件放置系の事例については「もしかすると」という恐怖を禁じ得ません。各事例紹介の末尾に書かれた教訓「あと回しにした案件ほど早く対処を。」「事件を一度寝かしてしまうと、着手はさらに困難になる。」には激しく同意します。次の第5章に掲載された懲戒事例の統計を見て、事件放置事例が全体の2割以上を占めダントツの1位であることを知り、再び背筋が凍ります。


『自由と正義』の懲戒処分広告には必ず目を通すという弁護士も多いと思いますが、改めて本書で体系的に懲戒事例等に向き合ってみてはいかがでしょうか。 ■

花井 ゆう子 (62期) ●Yuko Hanai
広報室囑託

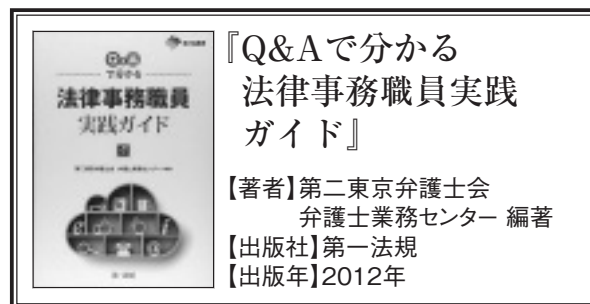


本書の著者である田中豊先生は、最高裁判所調査官を経て退官後、弁護士登録をされています。私がロースクールの学生当時、実務家教員として「要件事実論」の講義をもっておられました。初めて「要件事実」に触れた私にとって、先生の講義はたいへん刺激的で、また、厳しく凛とした（少し、学生を寄せ付けないような）先生のお人柄も、とても印象的でした。私が弁護士登録してすぐのころ、本書を目にし、迷わず手に取りました。

本書は、冒頭、「法律実務家は、言葉を命とする職業である」ということが述べられて始まります。そして、なぜそのように書かなければならないのかということが、法律文書の性質論などから、理路整然と説明されていきます。「精密に（美しく）構造化された言語表現が法律文書の命である」、「冗長な法律文書は、それだけで欠陥品」などのフレーズは、私が学生時代に受けた先生のお人柄の印象そのままです。


そのような心構えが記された総論部分は必読ですが、各論部分には数多くの演習問題（具体的事例）が用意されており、抽象論でなんとなく分かった気になるというノウハウ本とは全く趣を異にします。法律実務家としての第1歩を踏み出す際に、必読の書であるとお薦めします。 

平岡 敦 (55期) ●Atsushi Hiraoka
広報室囑託



法律事務所の業務が事務職員の手助けなしには成立しないことは、実務に携わる皆さんには充分お分かりのことと思います。しかし、事務職員に対する弁護士の指導・教育が充分に行われているかと言えば、必ずしもそうではないと思います。本書は、事務職員が業務で直面する課題、思わず「あるある！」と言ってしまうような場面にどう対処したらよいかを、Q&A方式で具体的に解説した本です。

例えば、「『期』って何ですか？」といった初歩的ですが、いちいち教えないようなことから、「事務職員がやってはいけないことはありますか？」といった倫理上の問題、「相手方なのに『お世話になっております』でよいですか？」「お茶の入替えのタイミングはいつがよいですか？」といった日常遭遇する細かいけれど悩ましい問題まで、大小様々な疑問や悩みに答える本となっています。

事務職員向けの書籍では、当会が発行している『[5訂版] 法律事務職員ハンドブック』など事務職員の仕事全般を解説した総花的なものも多く発刊されていますが、本書は隙間にフィットする類書のないものであると言えます。 

鈴木 茂生 (46期) ●Shigeo Suzuki
広報室嘱託(室長)




■国立国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/>) について

国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料を検索・閲覧できるサービスです。

デジタル化し提供されている資料は、図書約90万点(約35万点)、古典籍資料約9万点(約7万点)、博士論文約14万点(約1万5千点)、官報約2万点(約2万点)、憲政資料約300点(約300点)、歴史的音源約5万点(約1000点)などです(<http://dl.ndl.go.jp/ja/intro.html>・括弧内はインターネット公開点数)。

例えば、梅謙次郎博士の『民法要義』全5巻や、『ペルリ提督日本遠征記』(訳本・1912年)が自分のPC上で閲覧できます。歴史的音源のコーナーもありますが、インターネット上で公開されているのは現時点(2016年5月10日)で72点のみであり、その他の11356点については、国立国会図書館および歴史的音源配信提供参加館の館内で利用することができます。

なお、国立国会図書館では、著作権が切れた、または著作権が存続しているが著作権者の許諾を得るなどの対応を行った明治期以降の図書資料をスキャンしてインターネット上に公開するサービスを「近代デジタルライブラリー」として2002年10月から提供していましたが、2016年5月31日をもって、「近代デジタルライブラリー」のサービスは終了し、国立国会図書館デジタルコレクションに統合されることになりました。

書籍ではありませんし、日常業務からは少し離れるかもしれませんが、夏休みの気分転換に、ちょっと覗いてみてはいかがでしょうか。 

会員のみなさまへ

育児期間中の会費が免除されます！ (育児に従事することが免除要件となります)



男性女性問わず、会員が育児と弁護士業務を両立することを支援するため、育児中の会員のみなさまに対して、育児期間中の会費を免除する制度があります。平成28年5月末現在、683名の会員から申請を受け付けました。制度内容は以下のとおりですので、該当の会員の先生におかれましては、どうぞご利用ください。

《制度内容》

- ◆ 免除対象者
満2歳に達するまでの子を有する会員。子は、会員との親子関係があれば足り、養子を含みます。
- ◆ 免除内容
6か月間の当会一般会費免除(子が満2歳に達するまでの連続した6か月を任意に指定できます)。子が満2歳に達するまでに申請があれば、既に納めた会費の還付申請もできます。
- ◆ 免除要件
子の育児に従事し、免除期間終了後に育児報告書を提出。(上記報告書は、ホームページ等で公開されることがあります。)

- ◆ 申請方法
子が満2歳に達するまでに申請書、子の出生を証する書面および会長の定める誓約書(子の育児に従事すること、免除期間終了後に報告書を提出することを内容とする)を提出して申請してください。
- ◆ 申請書入手方法
申請書は、二弁会員専用ホームページで入手していただくかまたは事務局にお問い合わせください。
- ◆ 受付方法
持参、郵送で総務課宛に書類をご提出ください。

* その他詳細につきましては、会員サービスサイト「書式・マニュアル」でご確認ください。

お問い合わせ先 総務課 (TEL: 03-3581-2258 / FAX: 03-3581-3337)